

公 示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（J A F）の公認のもとに国際自動車連盟（F I A）国際モータースポーツ競技規則に準拠した、日本自動車連盟（J A F）の国内競技規則及びその附則並びに本競技会の特別規則書に従い開催される。

特別規則書

JAF 組織許可番号 2015-1713

- 1) 競技会の名称 2015年
J A F 関東ダートトライアル選手権第9戦
J M R C 関東ダートトライアルシリーズ
〈JMRC 全国オールスター選抜戦〉
第55回 T. W. S ダートトライアル
- 2) 競技種目 ダートトライアル競技
- 3) 格 式 準国内競技
- 4) オーガナイザー チーム、ウォーター、スピナー（T. W. S）
代表者 古宮 昇
メンズ、アドベンチャー、ラリーストクラブ
（M A R C）
代表者 関口 公二
- 5) 開催場所 オートランド千葉第一コース
- 6) 開催期日 2015年 9月13日（日）
- 7) 大会役員
大会会長：古宮 昇
組織委員長：平野 和久
委 員：林 勤
委 員：小熊 祐一
審査委員長：猪野 順一
委 員：斎藤 健一
競技長：林 勤
計時委員長：平野 和久
技術委員長：関口 公二（M A R C）
コース委員長：小熊 祐一
救急委員長：小出 浩司
事務局長：小熊 祐一
- 8) 参加車両及び競技クラス区分
N1500&PN1：気筒容積 1500cc 以下の2輪駆動のN車両で排ガス規制が平成 12 年度以降の適合車両及び気筒容積 1600cc 以下の2輪駆動のPN車両及び全てのAE車両
PN2：気筒容積 1600cc を超える2輪駆動のPN車両の内FIA/JAF 公認発行年またはJAF 登録年が2012年1月1日以降の車両
N 1：2輪駆動のN車両及び気筒容積 1600cc 以下の4輪駆動のN車両
N 2：気筒容積 1600cc を超える4輪駆動のN車両
S 1：2輪駆動のSA及びSC車両
S 2：4輪駆動のSA及びSC車両

9) 参加資格

10) 参加料及び参加台数

11) 参加申込先

12) 受付期間

13) タイムスケジュール

14) 賞 典

15) その他の事項

16) 車両検査及び再車両検査

D：気筒容積及び駆動方式に制限無し
のD車両

※過給器付きの車両の気筒容積は1.7倍換算する

※SC及びD車両は触媒装置を装着すること
有効な自動車運転免許証と当該年度有効なJ A F 競技運転者許可証の所持者とする。
また、同一車両による重複参加は2回（2名）までとする。

なお、前年度の全日本選手権各部門各クラスの上位1名までに認定されたシードドライバーは、本競技会への参加は認められない。

1台1名につき、15,000円とする。参加台数は原則として130台までとし、締め切り期間内であっても締め切る場合がある。
参加受理されなかった場合は事務手数料1,000円を差し引いて参加料は返還される。

〒260-0033 千葉市中央区春日2-13-7
小熊 宅内
T W S 事務局 PM 7:00~PM 10:00
TEL 043-242-7365
FAX 043-242-7365

2015年 8月17日~9月5日
提出書類：参加申込書、改造申告書等に必要事項を記入し、署名捺印のうえ参加料を添えて現金書留にて郵送する事。（必着）小切手、有価証券等は認めない。

ゲートオープン AM5:30
参加確認受付 AM6:00~7:20
車両検査 AM6:15~7:45
慣熟歩行 AM7:45~8:25
ブリーフィング AM8:30~8:45
競技開始 AM9:00~（予定）
閉会式まで随時行う。

各クラス6位まで（但し、各クラス参加台数の30%以内）盾及び副賞

各クラス1位から3位まで、J A F メダル
①公式通知の計時場所：本部横掲示板
②ドライバーズブリーフィング：本部前
③慣熟走行（歩行）：原則として慣熟走行は行わない。タイムスケジュール記載の時間内に従い各自歩行にて行う。

①車両検査は、特別規則書又は公式通知に示されるタイムスケジュールに従って受けなければならない。車両検査を受けない場合及び結果が不適当と判断された場合には出走出来ない。

②参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を車両公認書、車両諸元表又はカタログ等を提示し証明しなければならない。

③公式車両検査から正式発表まで車両保管とする。

17) スタート

18) 一般安全規定

19) 競技運転者の装備

20) 信号表示

21) 計 時

④競技終了後、入賞車両は原則として再車両検査を行う。

⑤再車両検査、技術委員長が行う臨時の車両検査を拒否又は受けなかった場合は失格とする。

⑥ゼッケン番号はオーガナイザーが決定し、ゼッケンはオーガナイザーが用意したものを使用し指定された位置に正しく貼り付ける。

①スタートは原則として、ゼッケン順に行う。
②スタート方法は、ランニングスタートとする。

①全ての車両は乗員保護のためJ A F 国内競技車両規則に準ずる6点式以上のロールバーを装着すること。
②競技中は、運転席の窓及びサンルーフは全閉すること。

③全ての車両区分に応じたJ A F 国内競技車両規則のラリー競技及びスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱に適合した4点以上のシートベルトを装着すること。

④パドック内でのウォームアップランやブレーキテストを禁止する。

⑤エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジトラック（通称ウマ）を用いドライバー又はメカニックが同乗すること。それ以外のジャッキアップは禁止する。

①競技中は長袖、長ズボン、シューズ、レーシンググローブを着用すること。
②競技ヘルメットは、J A F 国内競技車両規則の「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合するものを着用すること。適合をラベル等で証明できること。

ドライバーへの指示は以下に示す旗信号によって伝達される。

日章旗もしくはシグナルランプ
：スタート合図
黄 旗：真上に指示
・・・パylon移動又は
転倒確認

黒 旗：ミスコース
赤 旗：危険有り直ちに停止せよ
緑 旗：コースクリア

チェッカー旗：ゴール合図

①計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終コントロールラインを横切った時終了する。

②計測は、自動計測機器又は2個以上のストップウォッチを使用し1/100秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。万一自動計測機器の故障等が発生した場合に限り、2個以上のストップウォッチの平均タイム1/100秒を成績とする。

- 22) ペナルティー ①コース上の指定パイロンに対し、移動又は転倒が判断された場合、1個につき5秒を当該走行タイムに加算する。
②スタート合図後、10秒を経過してもコントロールラインを通過しない場合は、当該ヒートの出走資格を失う。
③スタート後、3分を経過しても最終コントロールラインに達しない場合、当該ヒートを無効とする。
- 23) 失格規定 ①本競技会において次の行為を行った場合及び理由なく第27条を守らない者。
②不正行為を行った者。
③コースアウト等で他人及び施設等に重大な損害を与えた者。
④車両保管中、申告なしに競技車両を持ち出したり修理を行った場合。
- 24) 抗議 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議する権利を有する。但し、国内競技規則4-19によるオーガナイザーの行う「参加申込の拒否」及び審判員の判定に対する抗議は出来ない。なお、抗議時間は、国内競技規則12-3に従うこと。
①抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、「自動車競技に関する申請・登録手数料規定」第17条に規定する抗議料¥20,300円を添えて競技長に提出すること。
②抗議料は、抗議が正当と裁定された場合のみ返還される。
③抗議による車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当とされなかった場合は抗議提出者、正当と判断された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が算定する。
④コース委員長の判定及び計時装置に関する抗議はできない。
⑤当該競技会審査委員会の裁定結果は、掲示板にて公示される。
- 25) 競技会の延期・中止又は短縮 ①競技会審査委員会は、保安上又は不可抗力の理由で競技会の延期・中止・走行距離の短縮・競技回数の変更を行うことができる。
②競技会審査委員会は、悪天候又はコースコンディションの悪化等により1回のみで打ち切る場合がある。
③競技会中止の場合には事務手数料1,000円を差し引いて参加料は返還される。延期の場合の参加料は、当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。但し、参加者が延期された競技会に参加しない場合、事務手数料1,000円を差し引いて参加料は返還される。
- 26) 損害の補償 ①参加者及び競技運転者は、参加車両及び附属品等の損害、盗難、紛失等の損害及び会場の

27) 遵守事項

- 28) 本規則の施行並びに記載されていない事項

施設、器物を破損させた場合の保障等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
②参加者、競技運転者、サービス員、ゲストはJAF及びオーガナイザーの大会役員、競技役員が一切の損害賠償の責任を免除されている事を了承しなければならない。即ち、大会役員、競技役員がその職務に最善を尽くす事は勿論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会役員の死亡事故、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

以下の事項について参加者及び競技運転者は、これを遵守しなければならない。これに違反した場合は、罰則を科す場合がある。

- ①全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し、放言を慎みスポーツマンシップに則したマナーを保持しなければならない。
②競技中又は競技に関する業務に就いている時は、薬品等によって精神状態を繕ったり飲酒してはならない。
③オーガナイザーや大会後援者、競技役員、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
④入賞した競技運転者は、必ず表彰式に出席すること。
①本規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
②本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその附則及びFIA国際モータースポーツ競技規則とその附則に準ずる。
③本規則書発行後、JAFより公示された諸規則及び解釈は、全てに優先される。

チーム、ウォーター、スピナー組織委員会

T.W.S

2015年JAF関東ダートトライアル選手権第9戦
JMRC 関東ダートトライアルシリーズ
〈JMRC オールスター選抜戦〉

組織許可 No.2015-1713

JAF 公認

第55回 T.W.Sダートトライアル

特別規則書

準国内競技

2015-9-13

主催 チーム、ウォーター、スピナー (T. W. S)